

イオンモール高岡

大規模小売店舗立地法に基づく説明会開催のご案内

地域の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、イオンモール高岡では、増床計画に伴い、大規模小売店舗立地法に基づく変更届出を行いました。つきましては、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、変更内容に関する説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

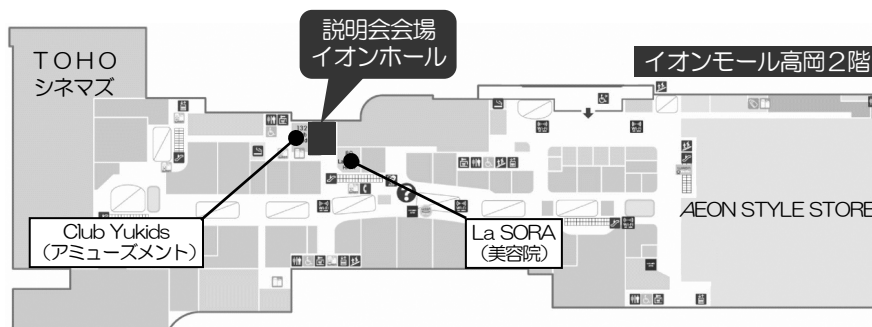
●開催日時

平成31年2月7日(木)
午後7時00分より
(受付は午後6時30分から行います。)

●開催場所

イオンモール高岡 2階 イオンホール
(高岡市下伏間江 383 番地)

※自動車、自転車でご来場の際は、イオンモールの駐車場、駐輪場をご利用ください。



■主な変更内容

届出事項	変更前	変更後
店舗面積	54,200㎡	72,700㎡
駐車場収容台数	3,500台	3,870台
駐輪場収容台数	270台	470台
変更日	平成31年9月(予定)	

※変更後の具体的な出店店舗は未定です。
出店店舗は、決定後、改めて発表いたします。

【説明会に関するお問合せ先】

イオンモール株式会社
近畿・北陸開発部(担当:鈴木・池島)
電話番号:06-6261-9600
受付時間:9時30分~18時00分
(月曜日~金曜日 平日のみ)

富山県商業まちづくり課からのお知らせ

■大規模小売店舗立地法の手続きの流れは以下のとおりです。

届出提出→公告→地元説明会→県の意見通知→変更(営業開始)

■大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づき、大規模小売店舗の届出に対して、周辺地域の生活環境保持の観点から意見がある場合、公告の日から4か月以内に、県に対し、意見書を提出することができます。詳しくは商業まちづくり課のHPをご覧ください。

【県への意見提出期限】平成31年5月9日

商業まちづくり課HPアドレス: http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/index.html